

Q

今年の7月6日に相続法が40年ぶりに改正されたというニュースがありました。具体的な相続手続きには、いつから、どんな変更があるのでしょうか？

また、これから遺言書を書く場合には、**どういう点に注意したらいいのでしょうか。**



A

平成30年の通常国会において、民法の相続に関する規定（相続法）が改正されました。これにより、具体的な相続の手続きについていくつか重要な変更がありました。なお、特に注記のない改正は2019年7月17日までに施行される予定です。

①配偶者居住権の新設（2020年7月17日までに施行）

これまでは、相続財産である自宅に被相続人（亡くなった方）の配偶者がそのまま居住をする場合には、自宅を相続するか、自宅を取得した相続人と居住に関する同意（契約）をする必要がありました。今回の改正では、相続人の配偶者が自宅を相続しない場合でも、法律上、あるいは遺言によって居住権を配偶者が取得できる規定が新設され、遺産分割の自由度が高くなりました。

②自筆証書遺言の要件緩和（2019年1月13日より施行）

自筆証書遺言のうち、目録部分は自筆ではなくてもよくなりました。

③仮払制度の創設

特定の相続財産について、法律の規定の枠内で遺産分割協議によらず払戻（仮払い）を受けることができるようになりました。

①～③のほかにも、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の制定や相続の効力を確保するための手続き、遺留分制度に関する見直しなどが行われました。

今後、遺言書を作成する場合には相続法の改正をふまえた内容で作成することが重要になってきます。

弁護士

法律問題で困ったときは、**どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい。**

「地域に根ざし、市民の皆様のお役に立てる事務所」として、交通事故、離婚、相続、労働問題等の日常における法的問題を主に取り扱っています。お困りごとがあれば、お気軽にご相談下さい。

半田法律事務所

（佐賀県弁護士会所属）

佐賀市中央本町1番10号

ニュー寺元ビル4階

AM9:00～PM5:30

休／土・日・祝・年末年始

<http://handa-law.jp/>

☎0952-97-9292



弁護士
半田 望